

高山村保健福祉センター 防災・減災 省エネルギー設備導入事業 仕様書

1. 事業名及び場所

(1) 事業名

高山村保健福祉センター 防災・減災 省エネルギー設備導入事業

(2) 事業場所

下記施設を対象とする。

- ・高山村保健福祉センター

2. 実施目的

実施要領の「(2) 目的」参照のこと。

3. 基本的な考え方

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、契約に係る規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

省エネ機器の更新後は「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助金の採択要件にその求めがあった場合には、当該要件に沿った検証できる手段等を提供すること。

4. 業務内容

高山村保健福祉センターに設置を予定している下記設備について「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助金の採択要件に沿った設備等の提案を行う。

なお、上記補助金の採択要件については、補助金執行団体のホームページに掲示されている公募要領を参照のこと。

(参照URL: http://www.eic.or.jp/eic/topics/2019/1001_bs.html)

(1) 実施設計業務

提案内容を基本とした実施設計図書を作成すること。

(2) 第2次高山村地球温暖化対策実行計画

平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画※」を基にした、当村の「第2次高山村地球温暖化対策実行計画」の作成を行う。(※<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102816.pdf>)

なお、作成にあたって下記項目を実施するものとする。

① 調査対象施設の基礎データ収集・整理

村が所管する施設から事務事業編の対象となる施設（調査対象施設）の整理を行う。
また、調査対象施設における過去のエネルギー使用量等の基礎データを収集整理し、施設ごとの温室効果ガス総排出量を算定する。温室効果ガス総排出量の算定対象期間は3年程度とする。
（詳細は別途協議）

② 温室効果ガス総排出量の削減ポテンシャルの推計

環境省「地方公共団体実行計画策定マニュアル（事務事業編）ver1（平成29年3月）」に定められる手法等に基づき、村の温室効果ガス総排出量の削減ポテンシャルを推計する。

③ 調査対象施設の分析とスクリーニング

調査対象施設から温室効果ガス総排出量が多い主要な施設を抽出し、省エネルギー化の可能性を把握する。

④ 温室効果ガス削減に向けた各種施策の検討

上記スクリーニングの結果を踏まえ、当村における温室効果ガス総排出量の削減に向けた施策を検討する。

⑤ カーボン・マネジメント体制（案）の検討

当村における事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（＝カーボンマネジメント）を実施していくための体制（案）について検討する。

⑥ 第2次高山村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定支援

上記①から⑤の結果を踏まえ、地球温暖化対策実行計画の原案を作成し、策定へ向け必要となる支援を行う。

(3) 対象施設への設備導入

対象施設へ、以下に記載する各設備の導入を行う。

① 太陽光発電設備及び周辺機器

- ・ 設置場所は、添付図面を参照のこと。
- ・ 容量は80kW～100kW程度とする。

② 電池及び周辺機器

- ・ 蓄電容量は100～200kWh程度（非常時に電気式ヒートポンプ空調設備、ヒートポンプ給湯設備、照明及びコンセント負荷等を一定時間賄える容量）とする。
- ・ 設置場所は提案による。

③ 高効率LED照明

- ・ 指定範囲の照明を高効率LED照明に更新する。

④ 電気式ヒートポンプ空調設備・自立運転機能付ガスヒートポンプ空調設備

- ・ 既存の蓄熱型電気式ヒートポンプ空調設備を電気式ヒートポンプ空調設備及び自立運転機能付ガスヒートポンプ空調設備に更新する。なお、電気／ガスの更新比率は提案による。

⑤ 電気式ヒートポンプ給湯設備

- ・既存の灯油ボイラー給湯設備を電気式のヒートポンプ給湯設備に更新する。

⑥ エネルギーマネジメントシステム（EMS）

- ・システム構成及び設置位置等は、提案による（採択要件を満たす仕様であること）。
- ・事業報告書の作成に必要な各種データが容易に取り出せること。

5. 技術者

受注者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置するとともに、高度な技術及び知識を有する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならないものとする。

6. 打合せ協議

業務の円滑な進行を図るため、常時、当村担当職員と緊密な連絡関係を構築し、当村が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認すること。

7. 工事図書

工事図書として、次のものを提出すること。その他、当村が指定する媒体により、電子データで提出すること。また、データ形式についても、当村が指定する形式にすること。

なお、成果品は、発注者に帰属するものとし、発注者が管理を行うものとする。

また、受注者は、発注者の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしてはならない。

- (1) 施工計画書、完成図書、補助金申請支援図書、省エネ検証データ
- (2) 完成写真

8. 契約期間

契約締結の日から令和3年1月末日まで

9. 支払時期

代金の支払は、高山村契約規則による。

10. 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

11. 資料の貸与

本業務の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に貸与するものとし、受注者は、本業務の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、業務完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を発注者に返還するものとする。

1 2. 必要事項の補充

本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

1 3. 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程に必要と考えられる場合の、受注者の管理者、その他責任のある社員に対してこれらの秘密情報を公開するに当たっては、この限りでない。この場合、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。

また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合には、その事実を証明する書面を発注者に提出することとする。

(5) 運搬責任

本業務に必要な秘密資料の運搬は、発注者の指定した方法により発注者の責任で行うものとする。また、受注者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

1 4. セキュリティ

受注者は、本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

15. その他

本仕様書に定めた事項は、業務を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。その際は発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。